

# 9月は「身元調査お断り運動推進強調月間」です！

○縁談にかかわる聞き合わせで



こんなことで、本人の人柄がわかりますか

実は〇〇さんに縁談がありまして、うまくまとめたいので、ご協力ください。

- ご両親のお仕事は？
- 暮し向きは？
- ご家族に病気の人は？
- 住んでいるのはいつから？

※広げよう「人権文化」のまちづくり  
(鳥取県人権文化センター)より

## 運動の目的

鳥取県では、「人権尊重の社会づくり条例」を制定し、真に人権が尊重される社会をめざして様々な取り組みを行ってまいります。

その取り組みのひとつとして、重大な人権侵害や差別行為である身元調査をなくすため、平成8年から「身元調査お断り運動」を県民運動として推進し、毎年9月を「身元調査お断り運動推進強調月間」としています。

## 身元調査とは

身元調査には、結婚や就職の際におこなう調査、商行為における契約の相手方の信用調査、あるいは消費貸借における借り主の資力調査など、さまざまなものがあります。

この「身元調査お断り運動」では、身元調査、特に結婚や就職に関する身元調査をこの運動の最重点対策とし、運動を推進しています。

人生の重要な門出となる結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の経歴、思想、信条や、家柄、家庭環境、資産

などを調べる、いわゆる「聞き合わせ」や、興信所などの民間調査機関による身元調査は、多くの場合、重大な人権侵害であり、差別行為になります。

身元調査を依頼したり、引き受けることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。

特に注意しなければならぬのは、差別意識や偏見がなくても、調査する側の巧みな言葉によつて、つい第三者のことをあれこれ話してしまい、結果として、身元調査に協力してしまう場合です。調査の目的などをよく把握し、人権を侵害し、差別行為につながる調査には協力しないようにすることが大切です。

## 身元調査をめぐる現状

多くの人々や行政が、今まで身元調査をなくす取り組みに関わってきました。その成果は、戸籍法の改正や公正採用選考の推進などにみることでできます。

しかし次のような現実がある

ことも確かです。

①平成12年に実施した同和問題についての県民意識調査では、子どもの結婚に際して、親の立場から結婚相手の身元調査をすることにについて、35・6%の人が肯定的な回答をしています。

②昨年4月には、兵庫県と大阪府の行政書士3人が、「職務上の請求権」を悪用して、第三者の戸籍謄本や住民票の写しを、全国各地の市区町村から取得し、興信所に渡し報酬を得ていたことが判明しました。鳥取県内でも、平成18年8月10日現在、計17件が不正取得されています。

このような現実を踏まえて、「身元調査お断り運動」を県民運動として一層推進していきます。

### ハンセン病問題ミニシンポジウム

テーマ「女性の目線でハンセン病問題を見つめ考えよう～ハンセン病療養所の中に生きた女の声～」

●日時 平成18年9月30日(土)

13:30～15:45

●場所 米子市ふれあいの里

米子市錦町1-139-3 TEL 0859-23-5491

●詳しくは後日チラシを回覧いたします。